

平成29年さぬき市議会第1回定例会議案

平成29年2月23日提出

市長提出議案

- 議案第1号 平成29年度さぬき市一般会計予算について
- 議案第2号 平成29年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第3号 平成29年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第4号 平成29年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について
- 議案第5号 平成29年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第6号 平成29年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第7号 平成29年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第8号 平成29年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第9号 平成29年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成29年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について
- 議案第11号 平成29年度さぬき市観光事業特別会計予算について
- 議案第12号 平成29年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について
- 議案第13号 平成29年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算について
- 議案第14号 平成29年度さぬき市病院事業会計予算について
- 議案第15号 平成29年度さぬき市水道事業会計予算について
- 議案第16号 さぬき市市民憲章の制定について
- 議案第17号 さぬき市地域支援事業利用料徴収条例の制定について
- 議案第18号 さぬき市簡易水道事業をさぬき市水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第19号 さぬき市個人情報保護条例及びさぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 さぬき市税条例の一部改正について
- 議案第22号 さぬき市立学校設置条例の一部改正について
- 議案第23号 さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について
- 議案第25号 さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正について

- 議案第26号 さぬき市健康生きがい施設条例の一部改正について
- 議案第27号 平成28年度さぬき市一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第28号 平成28年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
について
- 議案第29号 平成28年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて
- 議案第30号 平成28年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について
- 議案第31号 平成28年度さぬき市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて
- 議案第32号 平成28年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 議案第33号 平成28年度さぬき市病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第1号

平成29年度さぬき市一般会計予算について

平成29年度さぬき市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市一般会計予算

第1表 歳入歳出予算

第2表 債務負担行為

第3表 地方債

平成29年度さぬき市一般会計予算

平成29年度さぬき市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 市 税		5,374,440
	5. 市 民 税	2,513,200
	10. 固 定 資 産 税	2,381,340
	15. 軽 自 動 車 税	166,900
	20. 市 た ば こ 税	313,000
10. 地 方 譲 与 税		210,000
	5. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	60,000
	10. 自 動 車 重 量 譲 与 税	150,000
15. 利 子 割 交 付 金		7,000
	5. 利 子 割 交 付 金	7,000
16. 配 当 割 交 付 金		40,000
	5. 配 当 割 交 付 金	40,000
17. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		20,000
	5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20,000
18. 地 方 消 費 税 交 付 金		800,000
	5. 地 方 消 費 税 交 付 金	800,000
25. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		35,000
	5. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	35,000
30. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		40,000
	5. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	40,000
33. 地 方 特 例 交 付 金		17,000
	5. 地 方 特 例 交 付 金	17,000
35. 地 方 交 付 税		7,700,000
	5. 地 方 交 付 税	7,700,000
40. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		11,000
	5. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	11,000

(単位：千円)

款	項	金額
45. 分 担 金 及 び 負 担 金		496,835
	5. 分 担 金	26,932
	10. 負 担 金	469,903
50. 使 用 料 及 び 手 数 料		415,379
	5. 使 用 料	256,355
	10. 手 数 料	159,024
55. 国 庫 支 出 金		2,433,165
	5. 国 庫 負 担 金	1,697,538
	10. 国 庫 補 助 金	722,792
	15. 委 託 金	12,835
60. 県 支 出 金		1,490,622
	5. 県 負 担 金	806,794
	10. 県 補 助 金	581,109
	15. 県 委 託 金	102,719
65. 財 産 収 入		60,762
	5. 財 産 運 用 収 入	58,762
	10. 財 産 売 払 収 入	2,000
70. 寄 附 金		50,000
	5. 寄 附 金	50,000
75. 繰 入 金		1,504,148
	5. 特 別 会 計 繰 入 金	10,926
	10. 基 金 繰 入 金	1,493,222
80. 繰 越 金		30,000
	5. 繰 越 金	30,000
85. 諸 収 入		995,649
	5. 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	12,501

(単位：千円)

款	項	金額
	10. 市 預 金 利 子	500
	15. 貸 付 金 元 利 収 入	798,482
	20. 受 託 事 業 収 入	3,064
	25. 雑 入	181,102
90. 市 債		6,069,000
	5. 市 債	6,069,000
歳 入	合 計	27,800,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 議 会 費		235,023
	5. 議 会 費	235,023
10. 総 務 費		3,712,080
	5. 総 務 管 理 費	3,295,052
	10. 徴 税 費	282,914
	15. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	104,687
	20. 選 挙 費	6,040
	25. 統 計 調 査 費	3,273
	30. 監 査 委 員 費	20,114
15. 民 生 費		7,996,958
	5. 社 会 福 祉 費	4,030,612
	10. 児 童 福 祉 費	3,440,061
	15. 生 活 保 護 費	526,285
20. 衛 生 費		2,247,472
	5. 保 健 衛 生 費	902,451
	10. 清 掃 費	814,565
	15. 上 水 道 費	13,816
	20. 病 院 費	516,640
25. 労 働 費		60,458
	5. 労 働 費	60,458
30. 農 林 水 産 業 費		890,935
	5. 農 業 費	730,636
	10. 林 業 費	29,940
	15. 水 産 業 費	130,359
35. 商 工 費		421,262
	5. 商 工 費	421,262

(単位：千円)

款	項	金額
40. 土木費		2,696,397
	5. 土木管理費	167,154
	10. 道路橋梁費	633,328
	15. 河川費	214,994
	20. 港湾費	68,526
	25. 都市計画費	1,531,002
	30. 住宅費	81,393
45. 消防費		1,388,877
	5. 消防費	1,388,877
50. 教育費		4,091,815
	5. 教育総務費	619,462
	10. 小学校費	1,330,702
	15. 中学校費	89,304
	20. 幼稚園費	400,322
	30. 社会教育費	467,829
	35. 保健体育費	1,184,196
55. 災害復旧費		14
	5. 農林水産業施設災害復旧費	11
	10. 公共土木施設災害復旧費	3
60. 公債費		3,253,206
	5. 公債費	3,253,206
65. 諸支出金		755,503
	5. 基金費	91,503
	20. 開発公社費	664,000
99. 予備費		50,000
	99. 予備費	50,000

(単位：千円)

款	項	金額
歳	出	合 計 27,800,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
さぬき市史編さん事業	平成30年度	21,100千円

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎施設整備事業	1, 182, 600	普通貸借 又は 証券発行	4. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合には、その 債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えすることがで きる。
防災施設整備事業	2, 000			
公共施設整備事業	104, 500			
老人福祉施設整備事業	274, 900			
児童福祉施設整備事業	681, 500			
清掃施設整備事業	150, 300			
農業施設整備事業	120, 500			
漁港施設整備事業	18, 100			
林業施設整備事業	1, 800			
事業用地整備事業	10, 900			
道路橋梁整備事業	299, 400			
河川整備事業	137, 400			
港湾整備事業	39, 100			
都市計画施設整備事業	78, 900			
消防施設整備事業	621, 600			
教育施設整備事業	82, 400			
小学校整備事業	866, 100			
社会教育施設整備事業	128, 300			
保健体育施設整備事業	568, 700			
臨時財政対策債	700, 000			
合 計	6, 069, 000			

議案第2号

平成29年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について

平成29年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

平成29年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度さぬき市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,924,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 国民健康保険税		1,018,727
	5. 国民健康保険税	1,018,727
10. 使用料及び手数料		400
	5. 手数料	400
15. 国庫支出金		1,241,744
	5. 国庫負担金	910,285
	10. 国庫補助金	331,459
17. 県支出金		301,689
	5. 県負担金	53,001
	10. 県補助金	248,688
19. 連合会支出金		277
	5. 連合会補助金	277
20. 療養給付費交付金		172,698
	5. 療養給付費交付金	172,698
23. 前期高齢者交付金		2,087,229
	5. 前期高齢者交付金	2,087,229
30. 共同事業交付金		1,514,349
	5. 共同事業交付金	1,514,349
35. 財産収入		913
	5. 財産運用収入	913
40. 繰入金		552,359
	5. 繰入金	366,359
	10. 基金繰入金	186,000
45. 繰越金		20,001
	5. 繰越金	20,001
50. 諸収入		14,114

(単位：千円)

款	項	金額
	5. 延滞金加算金及び過料	7,402
	15. 雑入	6,712
歳入	合計	6,924,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		36,661
	5. 総務管理費	23,828
	10. 徴税費	12,671
	15. 運営協議会費	100
	20. 趣旨普及費	62
10. 保険給付費		4,271,633
	5. 療養諸費	3,734,618
	10. 高額療養費	518,737
	15. 移送費	150
	20. 出産育児諸費	15,128
	25. 葬祭諸費	3,000
12. 後期高齢者支援金等		647,061
	5. 後期高齢者支援金等	647,061
13. 前期高齢者納付金等		476
	5. 前期高齢者納付金等	476
14. 病床転換支援金等		43
	5. 病床転換支援金等	43
15. 老人保健拠出金		29
	5. 老人保健拠出金	29
17. 介護納付金		241,479
	5. 介護納付金	241,479
20. 共同事業拠出金		1,600,912
	5. 共同事業拠出金	1,600,912
25. 保健事業費		79,869
	5. 保健事業費	21,514
	10. 特定健康診査等事業費	58,355

(単位：千円)

款	項	金額
30. 公債費		834
	5. 公債費	834
35. 諸支出金		15,503
	5. 償還金及び還付金	5,036
	10. 積立金	912
	15. 直診勘定繰出金	9,555
99. 予備費		30,000
	99. 予備費	30,000
歳出	合計	6,924,500

議案第3号

平成29年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について

平成29年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

平成29年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成29年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ691,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 後期高齢者医療保険料		471,263
	5. 後期高齢者医療保険料	471,263
10. 使用料及び手数料		100
	10. 手数料	100
15. 繰入金		218,123
	5. 一般会計繰入金	218,123
17. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
20. 諸収入		1,813
	5. 延滞金、加算金及び過料	2
	10. 償還金及び還付加算金	1,811
歳入	合計	691,300

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		6,882
	5. 総務管理費	3,980
	10. 徴収費	2,902
10. 後期高齢者医療広域連合納付金		682,307
	5. 後期高齢者医療広域連合納付金	682,307
15. 諸支出金		1,811
	5. 償還金及び還付加算金	1,811
99. 予備費		300
	99. 予備費	300
歳出	合計	691,300

議案第4号

平成29年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について

平成29年度さぬき市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市介護保険事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

平成29年度さぬき市介護保険事業特別会計予算

平成29年度さぬき市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,937,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 保 險 料		1,154,278
	5. 介 護 保 險 料	1,154,278
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		3,386
	5. 手 数 料	3,386
15. 国 庫 支 出 金		1,414,640
	5. 国 庫 負 担 金	1,027,270
	10. 国 庫 補 助 金	387,370
20. 支 払 基 金 交 付 金		1,620,338
	5. 支 払 基 金 交 付 金	1,620,338
25. 県 支 出 金		822,475
	5. 県 負 担 金	789,812
	10. 県 補 助 金	32,663
30. 財 産 収 入		506
	5. 財 産 運 用 収 入	506
35. 繰 入 金		919,666
	5. 一 般 会 計 繰 入 金	838,881
	10. 基 金 繰 入 金	80,785
40. 繰 越 金		2,200
	5. 繰 越 金	2,200
45. 諸 収 入		111
	5. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	109
	15. 雑 入	2
歳 入 合 計		5,937,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		95,410
	5. 総務管理費	36,624
	10. 徴収費	1,716
	15. 介護認定審査会費	57,070
10. 保険給付費		5,591,022
	5. 介護サービス等諸費	5,591,022
12. 地域支援事業費		245,626
	10. 包括的支援事業等費	46,412
	15. 介護予防・生活支援サービス事業費	162,177
	20. 一般介護予防事業費	37,037
20. 基金積立金		506
	5. 基金積立金	506
25. 公債費		411
	5. 公債費	411
30. 諸支出金		1,725
	5. 償還金及び還付加算金	1,725
99. 予備費		2,900
	99. 予備費	2,900
歳出	合計	5,937,600

議案第5号

平成29年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について

平成29年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

平成29年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算

平成29年度さぬき市介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. サービス収入		18,760
	5. 介護予防費収入	18,760
15. 繰越金		240
	5. 繰越金	240
歳入	合計	19,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		17,600
	5. 介 護 予 防 支 援 事 業 費	17,600
99. 予 備 費		1,400
	99. 予 備 費	1,400
歳 出	合 計	19,000

議案第6号

平成29年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算について

平成29年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

第2表 債務負担行為

第3表 地方債

平成29年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算

平成29年度さぬき市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,348,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		4,260
	5. 負担金	4,260
10. 使用料及び手数料		332,087
	5. 使用料	332,087
15. 国庫支出金		250,000
	5. 国庫補助金	250,000
20. 県支出金		15,000
	5. 県補助金	15,000
30. 繰入金		1,375,000
	5. 一般会計繰入金	1,375,000
35. 繰越金		1,500
	5. 繰越金	1,500
40. 諸収入		153
	5. 延滞金加算金及び過料	2
	15. 雑入	151
45. 市債		370,000
	5. 市債	370,000
歳入	合計	2,348,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		1,138,672
	5. 下 水 道 費	1,138,672
10. 公 債 費		1,207,828
	5. 公 債 費	1,207,828
99. 予 備 費		1,500
	99. 予 備 費	1,500
歳 出	合 計	2,348,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
下水汚泥処理事業	平成 2 9 年度～平成 3 0 年度	3 0, 0 0 0 千円

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道整備事業	370,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合には、その 債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えすることがで きる。
合 計	370,000			

議案第7号

平成29年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算について

平成29年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

平成29年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算

平成29年度さぬき市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ152,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		192
	5. 負担金	192
10. 使用料及び手数料		29,306
	5. 使用料	29,306
20. 繰入金		122,000
	5. 一般会計繰入金	122,000
25. 繰越金		500
	5. 繰越金	500
30. 諸収入		2
	5. 延滞金加算金及び過料	1
	15. 雑収入	1
歳入	合計	152,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		57,027
	5. 農業集落排水費	57,027
10. 公債費		94,573
	5. 公債費	94,573
99. 予備費		400
	99. 予備費	400
歳出	合計	152,000

議案第8号

平成29年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算について

平成29年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

平成29年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算

平成29年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		91
	5. 負担金	91
10. 使用料及び手数料		7,007
	5. 使用料	7,007
20. 繰入金		35,800
	5. 一般会計繰入金	35,800
25. 繰越金		500
	5. 繰越金	500
30. 諸収入		2
	5. 延滞金加算金及び過料	1
	15. 雑収入	1
歳入	合計	43,400

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		18,706
	5. 漁業集落排水費	18,706
10. 公債費		24,294
	5. 公債費	24,294
99. 予備費		400
	99. 予備費	400
歳出	合計	43,400

議案第9号

平成29年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について

平成29年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

平成29年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算

平成29年度さぬき市多和診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 診療報酬		3,083
	5. 外来報酬	3,083
10. 使用料及び手数料		132
	5. 手数料	12
	10. 使用料	120
15. 繰入金		6,183
	5. 他会計繰入金	6,183
20. 繰越金		300
	5. 繰越金	300
25. 諸収入		102
	10. 雑収入	102
歳入	合計	9,800

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		9,072
	5. 施設管理費	9,072
10. 医療費		428
	5. 医療費	428
99. 予備費		300
	99. 予備費	300
歳出	合計	9,800

議案第10号

平成29年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について

平成29年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

平成29年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算

平成29年度さぬき市津田診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 診療報酬		97,053
	5. 外来報酬	97,053
10. 使用料及び手数料		496
	5. 手数料	496
12. 財産収入		4
	5. 財産運用収入	4
15. 繰入金		2,613
	5. 他会計繰入金	1,613
	10. 基金繰入金	1,000
20. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
25. 諸収入		1,333
	5. 受託事業収入	1,252
	10. 雑収入	81
歳入	合計	101,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		75,713
	5. 施設管理費	75,713
10. 医療費		25,487
	5. 医療費	25,487
99. 予備費		300
	99. 予備費	300
歳出	合計	101,500

議案第11号

平成29年度さぬき市観光事業特別会計予算について

平成29年度さぬき市観光事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市観光事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

平成29年度さぬき市観光事業特別会計予算

平成29年度さぬき市観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
10. 繰越金		90
	5. 繰越金	90
15. 諸収入		15,210
	10. 雑収入	15,210
	△. 預金利子	-
△. 繰入金		-
	△. 繰入金	-
歳入	合計	15,300

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		15,300
	5. 事業費	15,300
△. 公債費		-
	△. 公債費	-
歳出	合計	15,300

議案第12号

平成29年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について

平成29年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

平成29年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算

平成29年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 財産収入		100,000
	10. 財産売却収入	100,000
10. 繰入金		2,946
	5. 一般会計繰入金	2,946
15. 繰越金		8,054
	5. 繰越金	8,054
歳入	合計	111,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		110,000
	5. 事 業 費	110,000
99. 予 備 費		1,000
	99. 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	111,000

議案第13号

平成29年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算について

平成29年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

平成29年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算

平成29年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 使用料及び手数料		19,599
	5. 使用料	19,599
20. 諸収入		1
	10. 雑収入	1
歳入合計		19,600

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		19,100
	5. 事 業 費	19,100
99. 予 備 費		500
	99. 予 備 費	500
歳 出	合 計	19,600

議案第14号

平成29年度さぬき市病院事業会計予算について

平成29年度さぬき市病院事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成 29 年 度

さぬき市病院事業会計予算書及び予算に関する説明書

香 川 県 さ ぬ き 市

平成29年度さぬき市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度さぬき市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	事業	当年度	前年度	増減
1 業務量	病院事業	(1) 病床数	179床	179床	0床
		ア 一般病床	175床	175床	0床
		イ 感染症病床	4床	4床	0床
		(2) 診療日数	244日	243日	1日
		(3) 患者数	193,293人	187,254人	6,039人
		ア 入院患者	54,750人	52,195人	2,555人
		(1日平均)	150.0人	143.0人	7.0人
		イ 外来患者	138,543人	135,059人	3,484人
		(1日平均)	567.8人	555.8人	12.0人
		2 資本的支出	建設改良計画	(1) 病院増改築 工事費	0千円

	(2) 資産購入費	111,421 千円	63,134 千円	48,287 千円
	(3) リース資産 購入費	2,584 千円	4,169 千円	△1,585 千円
3 職員計画	損益勘定所属職員	293 人	285 人	8 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益	4,777,427 千円	
第1項	医業収益	4,253,429 千円	
第2項	医業外収益	523,968 千円	
第3項	特別利益	30 千円	

	支	出
第1款	病院事業費用	4, 882, 463千円
第1項	医業費用	4, 782, 111千円
第2項	医業外費用	99, 822千円
第3項	特別損失	30千円
第4項	予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額78,063千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,253千円、過年度分損益勘定留保資金69,810千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款	資本的収入	176, 836千円

第1項	企 業 債	1 0 6 , 9 6 0 千円
第2項	一般会計出資金	2 7 5 千円
第3項	国庫補助金	1 0 千円
第4項	県費補助金	1 0 千円
第5項	一般会計負担金	6 9 , 5 7 1 千円
第6項	固定資産売却代金	1 0 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	2 5 4 , 8 9 9 千円
第1項	建設改良費	1 1 4 , 0 0 5 千円
第2項	投 資	1 , 2 0 0 千円
第3項	企業債償還金	1 3 9 , 6 9 4 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	106,960千円	証借入	年4.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合には、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合によりその全部又は一部を繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,775,159千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第8条 建設改良及び補助事業に対し国、県、他会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 病院群輪番制運営費補助金	13,000千円
(2) 小児救急医療支援事業費補助金	9,603千円
(3) 第二種感染症指定医療機関運営費補助金	700千円
(4) 国民健康保険保健事業助成金	6,000千円
(5) 新人看護職員研修事業補助金	94千円
(6) 産科医等確保支援事業補助金	1,890千円
(7) 香川県病院内保育所運営費補助金	3,865千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、445,111千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	一般撮影 F P D システム	1 式

平成 2 9 年 2 月 2 3 日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第15号

平成29年度さぬき市水道事業会計予算について

平成29年度さぬき市水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成29年度さぬき市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度さぬき市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	21,520	戸
(2) 年間総給水量	6,304,000	m ³
(3) 一日平均給水量	17,270	m ³
(4) 主要な建設改良事業		
配水管改良工事等	213,050	千円
下水道関連工事	10,340	千円
浄水場関連工事	121,350	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益	1,300,308	千円	
第1項 営業収益	1,162,547	千円	
第2項 営業外収益	136,058	千円	
第3項 特別利益	1,703	千円	
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,276,403	千円	
第1項 営業費用	1,161,579	千円	
第2項 営業外費用	113,320	千円	
第3項 特別損失	1,503	千円	
第4項 予備費	1	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額626,477千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,596千円、当年度分損益勘定留保資金342,109千円、建設改良積立金258,772千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			3 千円
第1項 負担金			0 千円
第2項 補助金			2 千円
第4項 負担金交付金			1 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			626,480 千円
第1項 建設改良費			345,550 千円
第2項 企業債償還金			280,930 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,700千円及び500千円である。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	124,730 千円
(2) 交際費	50 千円

(繰入金)

第6条 一般会計より、消火栓維持管理費2,000千円、児童手当負担金1,810千円、及び旧簡易水道建設改良に要した経費12,000千円をそれぞれこの会計に繰入を受けるものとする。

(棚卸資産購入限度額)

第7条 棚卸資産購入限度額は、20,380千円と定める。

平成29年2月23日提出

さぬき市長 大山茂樹